# 監事監査報告書

令和 2 年 5 月25日

学校法人 薫英学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 薫英学園
監事 田中善彦 ㊞
監事 日比野直樹 ㊞

私たちは、私立学校法第３７条第３項及び学校法人薫英学園寄附行為第８条３の規程に基づき学校法人薫英学園の令和元年度（平成３１年４月１日から令和 2 年３月３１日）の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人薫英学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上